

へいせい ねんどだい かい
平成25年度第1回

さっぽろ ししょう しゃし さくすいしんしん ぎ かい
札幌市障がい者施策推進審議会

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ へいせい ねん がつ にち もく ごご じ ぶんかいかい
日 時：平成25年9月12日（木）午後6時30分開会

ば しょ さっぽろし じん ほーる かい だい かいぎしつ
場 所：札幌市民ホール 2階 第1会議室

1. 開 会

○事務局（中村企画調整担当課長） 本日は、皆様、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

出席予定である西坂委員についてはまだ来られておりません。山内委員からは15分ほど遅参する旨の連絡がございました。

定刻になりましたので、ただいまより、札幌市障がい者施策推進審議会を開催いたします。

私は、企画調整担当課長の中村でございます。本協議会の会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、傍聴席にお一人お座りになっておりますが、関係者でございますので、一般傍聴者につきましては希望がないということをご報告させていただきます。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

次第の裏側にも配付資料一覧を記載しておりますので、あわせてご確認いただければと思います。

まず、資料1-①の札幌市障がい者施策推進審議会条例でございます。次に、資料1-②の審議会の委員名簿でございます。次に、資料2-①のさっぽろ障がい者プランの改定及び障がい者実態調査の実施についてです。次に、資料2-②の平成25年度札幌市の障がい福祉施策に係る障がい児者実態調査票（案）でございます。次に、資料3の平成25年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について（案・概要）というものでございます。次に、資料4の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要ということで、四つの法律の概要版の資料になってございます。資料5の障がい者虐待防止についてです。最後に、資料6の札幌市児童心療センターの現状等についてでございます。

もし不足等がございましたら、お知らせいただければと思います。

2. 札幌市障がい保健福祉部長挨拶

○事務局(中村企画調整担当課長) それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の天田からご挨拶を申し上げます。

○天田障がい保健福祉部長 皆様、こんばんは。札幌市障がい保健福祉部長をしております天田でございます。

今日は、夜間の開催にかかわらず、また、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから、札幌市の障がい者施策の推進に多大なるご支援とご協力をいただいておりますことに心からお礼申し上げますとともに、このたび、7月の当審議会の委員の改選に当たりまして、委員のご就任をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。

さて、この審議会は、ご承知のとおり、障害者基本法に基づきまして、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進についてご審議をいただくため、札幌市の附属機関として設置しているものでございます。

今日は、委員改選後の開催となりますため、まず、当審議会の会長及び会長代理を選出していただき、その後、さっぽろ障がい者プランの一部改定に伴う本年11月を予定しております障がい児者実態調査、また、本年4月に既に施行されておりますが、障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針などにつきましてご審議いただきたく考えております。

ところで、国における障がい者制度の改革の動きにつきましては、皆様にご承知のとおり、昨年10月には障害者虐待防止法が施行され、本年4月には、障害者自立支援法改め障害者総合支援法、これも通称になりますが、このような形で法律の改正が行われているところでございます。これに加えまして、本年6月には、障害者差別解消法が成立され、平成28年からスタートすることになっております。また、障害者雇用促進法の改正、精神保健福祉法の改正が行われています。このように、極めて目まぐるしい変化がございますが、私どもといたしましては、障がい者施策の充実に向けた取り組みが着実に進んでいるものと考えております。

これらの法律の成立や改正の概要等につきましては、後ほどの議題の中で情報提供させていただきたいと考えておりますが、札幌市といたしましても、これらの法律の円滑な施行に向けまして計画的な準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、審議会の開催に当たりまして、皆様には、本当に限られた時間ではございますけれども、ぜひとも忌憚のないご意見を頂戴できればと考えておりますので、どうかご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

3. 委員紹介

○事務局（中村企画調整担当課長） それでは、本日ご出席をしていただきました委員の皆様を資料1-②の名簿順にご紹介させていただきます。

まず、札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員です。

次に、北海道中小企業家同友会障害者問題委員会委員の池田委員です。

次に、札幌市中途失聴・難聴者協会会長の扇谷委員です。

次に、札幌公共職業安定所所長の岡田委員でございます。

次に、NIKORIセンター24介護助手の押見委員でございます。

次に、札幌市民生児童委員協議会理事の加藤（武）委員でございます。

次に、自動発達支援センターきらめきの里施設長の加藤（法）委員でございます。

次に、札幌市山の手養護学校校長の佐々木委員、札幌市視覚障害者福祉協会会長の澤田委員につきましては、欠席する旨の連絡を受けております。

次に、北海道難病連常任理事の新堀委員でございます。

次に、札幌市社会福祉協議会地域福祉本部長の髙森委員でございます。

千貝委員につきましては、欠席する旨の連絡を受けております。

西坂委員につきましては、本日まだお見えになっていませんが、出席予定となっております。

次に、札幌市精神科医会会長の林下委員でございます。

廣田委員につきましても、欠席する旨の連絡を受けております。

次に、札幌市手をつなぐ育成会副会長の藤井委員でございます。

次に、北星学園大学短期大学部教授の藤原委員でございます。

次に、就労継続支援事業所札幌社会復帰センター施設長の森本委員でございます。

山内委員につきましては、15分ほどおくれるというご連絡がございました。

次に、札幌市精神障害者家族連合会専務理事の吉田委員でございます。

ただいま、札幌なかまの杜クリニック精神保健福祉士兼ピアサポーターの西坂委員がお見えになりましたので、ご紹介いたします。

以上、16名の委員にご出席をしていただいております。

続きまして、事務局を紹介いたします。

障がい保健福祉部長の天田でございます。

障がい福祉課長の長谷川でございます。

自立支援担当課長の髙橋でございます。

また、関係する職員も同席させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議 事

○事務局（中村企画調整担当課長） それでは、議題に入らせていただきます。

議題（1）の会長の互選についてでございます。

資料1-①の札幌市障がい者施策推進審議会条例をごらんください。

まず、本審議会の概要などにつきましてご説明させていただきます。

冒頭に天田部長からもございましたが、本審議会は、その設置根拠を障害者基本法としておりまして、条例により設置するものでございます。

審議会の事務の内容としましては、障がい者計画の策定や障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項を調査、審議していただき、その施策の実施状況を監視するものとされています。このたび、7月に委員の改選を行いまして、定員上限である20名の委員の皆様を委嘱させていただ

いております。また、委員の任期につきましては2年としております。

条例第6条第1項の規定によりまして、委員の皆様のご互選により会長を定めることとなります。また、第6条第3項の規定によりまして、会長は会長代理をあらかじめ指名するものとされております。

まず、会長の互選につきまして、ご就任していただける委員はいらっしゃいますか。

それでは、どなたかご推薦はありますか。

○髙森委員 会長の推薦につきまして、意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

この審議会は、構成メンバーを見ますと、それぞれの団体の立場で出席されている方が多いと思っております。市の施策につきまして、それぞれの団体の現場の立場からいろいろなご意見を述べたいということがあるかと思っております。

したがって、会長には、幅広い視野から全体を取りまとめていただく、あるいは進行していただく必要があると思っておりますので、前期と同様に、学識経験者の立場で委員になっていらっしゃる北星学園大学の藤原委員をお願いしてはいかかかと思っております。いかがでしょうか。

○事務局（甲村企画調整担当課長） ただいま、髙森委員から、前回は引き続き藤原委員が会長にご就任をいただけたらというご意見がございましたが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（甲村企画調整担当課長） 異議はないということですので、藤原委員、引き続き会長にご就任していただくことでよろしいですか。

○藤原委員 はい。

○事務局（甲村企画調整担当課長） それでは、拍手をもってご承認をいただきたいと思っております。

（賛成者拍手）

○事務局（甲村企画調整担当課長） それでは、藤原委員が会長につかれることに決まりました。

続きまして、会長から会長代理を指名していただきます。

ちなみに、前回は当事者団体の役職につかれています芳ということで、札幌市身体障害者福祉協会の会長でいらっしゃいます浅香委員がご就任されておりました。

代理指名ということで、会長からよろしくお願いいたします。

○藤原会長 こちらに關しましては、前任期同様、浅香委員にお願いできればと思いますが、皆さん、いかがですか。

(「異議なし」と発言する者あり・拍手)

○事務局(中村企画調整担当課長) それでは、会長代理につきましては、引き続き浅香委員にお願いしたいと思っております。

それでは、藤原会長は、正面の会長席にお移りいただければと思っております。

[会長は所定の席に着く]

○事務局(中村企画調整担当課長) それでは、会長から、一言、ご挨拶をいただきまして、その後の進行につきましてお願いしたいと存じます。

○藤原会長 皆さん、改めまして、こんばんは。

ただいまご推薦をいただきました北星学園大学の藤原里佐と言います。

私は、任期が浅く、今回で2回目の就任になります。力不足で、どんなことができるか不安もありますが、皆さんのご協力をいただいて、この役を全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

少しだけ自己紹介させていただきます。

先ほど、幅広い知見のある立場からということでご推薦いただいたわけですが、私は、大学を卒業してすぐに保育士をしていて、その後は養護学校に十数年間勤務しました。真駒内養護学校、拓北養護学校に長くおりましたが、知的障がいでは、雨竜高等養護学校と美唄養護学校におりました。ところが、現場から離れて10年以上たっておりまして、今、どんなことが問題になっているのか、どんな支援が必要なのかということに関しては、だんだん浦島太郎になっている面があるかと思っております。こういう場に出させていただくことで、私も委員の皆さんと一緒に勉強したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中村企画調整担当課長） ただいま、札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員がお見えになりましたので、ご紹介いたします。

○山内委員 札幌肢体不自由福祉会の山内です。

私にも29歳の肢体不自由の子どもがおります。私たちの施設は、親の会が母体となつてつくりまして、今、活動をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、会議を進める前に1点お願いがあります。ご発言の際には、情報保障の観点から、なるべくゆっくりお話をさせていただくようお願いいたします。また、発言の途中でわからない言葉などがありましたら、遠慮なくお知らせいただければと思います。

それでは、議事を進めます。

議題（2）さっぽろ障がい者プランの改定及び障がい児者実態調査の実施についてです。

現在、札幌市では、さっぽろ障がい者プランの改定を検討しており、この改定作業に先立ち、11月に実態調査を行うとのことです。この実態調査の実施に当たり、調査方法、また具体的な調査項目などに関しまして、皆様からのご意見を伺ってまいりたいと存じます。

まずは、実態調査の概要案などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中村企画調整担当課長） 企画調整担当課長の中村でございます。

この件につきましては、私からご説明を差し上げたいと存じます。

資料は、2-①と2-②をごらんください。

2-②につきましては、時間の関係上、後ほどごらんいただきたいと思っておりますので、資料2-①をもとに説明させていただきたいと思っております。

1番目のさっぽろ障がい者プランの改定についてでございます。

まず、プランの概要でございます。障害者基本法に基づき策定する障がい者保健福祉計画と障害者総合支援法に基づき策定する障がい福祉計画で構成されてお

ります。

計画期間につきましては、障がい者保健福祉計画につきましては平成24年度から29年度までの6年間、障がい福祉計画の第3期につきましては、平成24年度から26年度の3年間となっております。

(2) 次期計画の改定作業でございます。障がい者プランのうち、障がい福祉計画について、平成26年度で第3期が終わって改定時期が到来するというところで、平成25年度から改定作業に着手するというところでございます。あわせて、障がい者保健福祉計画は6年間ということでございますが、時点修正を行ってまいりたいということです。

(3) 改定までのスケジュールは、予定ということでございます。ことし11月に実態調査を実施しまして、12月に計画策定会議を設置いたします。1年後の平成26年11月に素案の作成を行いまして、平成27年3月にプランの公表、平成27年4月から第4期を実施というスケジュールを想定しております。

ことし12月に設置する予定である計画策定会議につきましては、障がい者施策推進審議会や精神保健福祉審議会、また自立支援協議会の各委員やまちづくりサポーターなどからそれぞれ数名程度ご参加いただきたいと考えております。今後、障がい者施策推進審議会の皆様方に個別に参加いただくお願いをすることもあらうと思しますので、協力をよろしくお願いしたいと思っております。

2ページでございます。

平成25年度障がい児者実態等調査について（案）でございます。

(1) の目的につきましては、プランの一部改定に当たりまして、障がい児者の実態、ニーズ等を把握するということです。

(2) の調査期間につきましては、ことしの11月に約1カ月間を想定しております。

(3) の調査対象者と調査方法につきましては、①としまして、保健福祉に関するアンケート調査を実施いたします。対象者は5,000人から6,000人を想定しておりまして、身体障がい、知的障がいの手帳所持者に対して郵送で行う予定でございます。また、精神障がい者に関しましては、医療機関や施設等に

調査票を留置して行うことを想定しております。

②の施設入所者調査につきまして、まず、一つ目の入所者等の状況等調査でございます。これにつきましては、札幌市内の対象施設29カ所の施設入所者に対しまして、施設職員が本人に聞き取りを行って実施していただくというところでございます。この障がい当事者による聞き取り調査は、新規でございますが、前回の平成22年度の調査の段階におきまして、障がい当事者が調査員となって聞き取ってはいかかというご意見がございました。そこで、今回から、始まったばかりで対象施設が2カ所と少ないのですが、知的障がい者入所施設1カ所、身体障がい者施設1カ所で、おのおの10名程度の障がい当事者が聞き取り調査を行う予定でございます。これにつきましては、現在、まちづくりサポーターの会議の中で調査項目等の検討を行っております。あわせて、身体障がい者福祉事業連携協議会と知的障がい福祉協会にご協力の依頼を行っているというところでございます。

次に、3ページです。

③の精神科病院入院患者調査についてです。札幌市内の精神科病院の入院患者につきまして、病院職員が本人に聞き取って調査を行うということで、対象病院は37カ所を想定しております。

④の難病患者に対する障害福祉サービスに関する調査です。これも新規でございます。障害福祉サービスについて、難病患者の利用状況などを調査するということです。これにつきましても、関係団体と調整を行って、今後、決定していくところでございます。内容については、現在、北海道難病連と打ち合わせをさせていただいているというところでございます。

⑤の市民意識調査につきましては、約3,000人を対象として、20歳以上の市民に対して郵送で調査を行っていくところでございます。

次に、(4)調査項目の案でございます。

まず、①保健福祉に関するアンケート調査についてです。アの質問内容につきましては、まず、答えやすいように配慮してまいりたいと考えております。また、3障がい共通の調査票とすることを想定しております。この設問数につ

いては、前回同様、約20問程度にしたいと考えております。ウの主な設問については、本人や世帯の状況について、心身の状況、障がい福祉サービスについて、外出、仕事、学校、目上の過ごし方について、それから、防災についてというものを新たに盛り込む予定でございます。あとは、今後の生活について、制度、政策についてという内容を想定しております。

4 ページをごらんください。

②の施設入居者調査の調査項目でございます。まず、ウの主な設問としては、本人の状況について、地域生活への移行について、退所の可能性について、施設の取り組みなどがございます。先ほど申したサポートによる聞き取り調査としては、地域生活への移行という部分について実施することを想定しているところでございます。

③の精神科病院入院患者調査でございます。主な設問内容は、本人の状況について、退院に向けての要件について、退院に向けての必要資源についてということ想定しております。

④の難病患者等調査の主な設問としましては、本人の状況について、世帯の状況について、心身の状況について、障がい福祉サービスについて、仕事など、制度、政策についてということ想定しております。

⑤の市民意識調査の主な設問としましては、本人や家族のこと、制度、政策について、障がいのある人とのかわりについてという調査項目を想定しているところでございます。

なお、これらの調査項目につきましては、自立支援協議会やまちづくりサポートなどから事前にご意見をお伺いして、前回から修正を行っているところでございますが、経年調査ということで、祭り大きな変更はございません。先ほど申したとおり、防災についてという項目を新たにつけ加えるところでございます。

ただいま案を申し上げますが、今月下旬ごろには、この調査票の内容について確定するスケジュールの予定でございます。この項目につきまして、何かご意見等がありましたら、本日のこの場、もしくは後日でも構いませんので、

お知らせいただければと思っております。

私からの説明は、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、まずは質問をいただきたいと思えます。内容等について質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

○浅香委員 重箱の隅をつつくような話になってしまっていて申しわけありませんが、アンケート用紙の設問の内容について、14ページの問15です。私だったらと考えながら2回りぐらい読みましたが、問15-1で、1であると回答した方にお聞きしますということで、「入居するまでに、または入居後に困ったことはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください」とあって、「入居できる物件のことがよくわからなかった」「家主から入居を断られた」「保証人が見つからなかった」等々があります。これは、ある方でいいのですか。ない方のことを聞いていると思いました。家主から入居を断られたということで、公営住宅は別の考えかもしれませんが、この七つの中に「ある」と「ない」が混同しているような感じを受けました。

○事務局(甲村企画調整担当課長) 今言われたように、2番の「家主から入居を断られた」ということであれば、ないという形になりますね。

○事務局(天田障がい保健福祉部長) 最初に断られたけれども、調整の上で入居ができたということもありますね。

○浅香委員 今、部長が言われた経緯も頭の中では考えてみたのですが、単刀直入にぼんと答えようとする、ちょっと疑問かなと思えます。

○事務局(甲村企画調整担当課長) 内容は前回と同じですが、今、ご意見をいただきましたので、この内容につきましては、今のご意見を踏まえて精査をさせていただきますと思えます。

○藤原会長 ありがとうございます。

今、調査票の14ページの6番の生活の場についてのところで、民間アパートや公営住宅、公団などでの生活を経験した人に聞く質問ではあるのですが、こ

の内容からいうと、困難なことがあったがゆえにできなかったというつながりにもとられます。前回はこれでやったということですが、このあたりについて、もう一度、精査していただきたいと思います。

今のようにご意見が答まれるときもありますので、ご意見も一緒にいただきたいと思います。

ご質問、ご意見をお願いいたします。

○加藤（法）委員 きらめきの里の加藤です。

21ページの調査票で、児童向けと書かれています。これは、極力ご本人に成りかわって答えてくださいということだと思いますけれども、一部、保護者が答えてくださいというものもあります。現状としては、短期入所先がとても少ないということで、いろいろなところから相談を受けます。そういった部分を捨うというか、保護者が答えるところがあるのであれば、自由記入欄に書かれればよいと思います。どれぐらいの芳が障がいのあるお子さんを抱えていて、不足を感じられているのか、たまたまそういう声が大きく聞こえているだけなのか、数値的な実態としてそうなのかということがわかるといいなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 例えば、27ページに、皆様にお聞きしますということで、当てはまるものすべてに○をつけてくださいという問いや、36ページに、どのようなものがあればいいと思いますかという保護者に対する設問がございます。

○藤原委員 加藤（法）委員から、こういうふうにしたらということはいかがでしょうか。

○加藤（法）委員 あくまでもご本人の立場で答えてくださいということが原則ではありますが、保護者の立場で、預ける先があるといいとか、夜遅くまでサービスが使えるといいとか、土・日に使えるサービスがあればいいというのはあったと思いますが、日中だけではなくて、荷日間というあたりが捨えるところがないかと思っていました。

○事務局（中村企画調整担当課長） 土・日という部分は、27ページの問9

の6の「早朝・夜間・休日を利用できること」というところで、そういう要望があれば丸をつける形になろうかと思えます。

○加藤(法)委員 家族として見られないときという選択項目があるといいと思いますが、いかがでしょうか。それは余り意味がないですか。

○事務局(中村企画調整担当課長) 11まで丸をつけるところがありますが、今お話があったものについても、その中につけ加えるように検討したいと思えます。

それから、本日でなくても、ご意見等がありましたら、後ほどお知らせいただければ、項目の追加等をしてまいりたいと思えますので、よろしく願います。

○扇谷委員 意見ではなくて要望です。72ページの問4-2の6番目に、「手話、点訳、盲話など」とありますけれども、難聴者の立場として、ここに筆談を加えていただきたいと思えます。また、73ページのところにも筆談を加えていただきたいと思えます。

○藤原会長 今の要望については、可能ですね。

○事務局(中村企画調整担当課長) そうですね。問4-2と4-5に筆談の追加を検討したいと思えます。

○髙森委員 一つは質問で、一つは要望です。

まずは質問ですが、実態調査と計画との関係で、障がい者の実態やニーズを把握するというところで、今回、この実態調査を行うことになっております。防災を入れていただいたのは、新しい視点で、非常によかったと思えますが、調査をするに当たって、計画の改定と計画の時点修正があります。計画の改定に当たって、行政側での問題意識といいますか、今回はこの視点で改定しなければならないだろうというものがあって、それとこのアンケートがどうつながっているのが理解できませんでした。そういう関係にあるのかどうか、それとも、一般的なものを調査したいという趣旨のアンケートなのか、計画については策定会議の中でいろいろな委員や関係者の意見を聞きながら練り上げていく考え方なのか、その辺をお示しいただきたいと思えます。

もう一つは、実態調査についての要望です。中身の関係で、今、福祉を取り巻く中で、孤立の問題が一つのキーワードになっていると思います。障がいにかかわる実態調査に当たっても、地域のとのかかわりの中で、例えば、近所の人と全く接触がないとか、あるとか、そういったことの調査も孤立を把握する上で大きな意味があると思いますので、そういった視点をもしアンケートに入れられるのであれば、お願いできればと思います。

なお、ことしの7月に、厚生労働省が生活と支え合いに関する調査というものを発表しております。これは高齢者の関係ですが、この設問も参考になると思いますので、そういった点も入れていただければありがたいと思います。

○事務局（中村企画調整担当課長） まず、防災ということでございますが、先ほど申したとおり、まだ案の段階ですが、案を作成するに当たって、自立支援協議会やまちづくりサポーター等々にご意見をお聞きした中で、まちづくりサポーターの今年度のテーマとして防災がございました。それから、社会環境という中で、札幌市としても今は防災を重点としておりますので、そういう意味合いで、今回、防災を追加したところでございます。ただ、経年調査という側面もございまして、祭り大きく変わっていないというところもございます。項目については、年度経過や今後の状況によってまた変わってくると思っております。防災については、今のような状況でございます。

○髙森委員 これは、計画を策定するに当たっての実態調査と理解しています。そうすると、今回の計画改定に当たってアンケートをするときに、行政側として何か問題意識があるはずだと思うのです。この点について重点的に変えていかなければならない、見置しが必要だという視点がどこかに入っているのかということをお願いしたいと思います。

○藤原会長 先ほどの要望の孤立の問題をこのアンケートの中で反映できるかどうかということもお答えください。

○髙森委員 要望ですので、結構です。

○藤原会長 それでは、この計画を作成する段階で、実態調査の位置づけと、今回はどういうところに重きを置いて調査を計画されたのかについてのコメントを

いただければと思います。

○事務局（中村企画調整担当課長） 当初お話ししたとおり、項目は大きく変えてはいけないという前提がございました。ただ、今の時代背景等々で必要な部分があるのであれば盛り込もうという中で、一つの大きなテーマが防災でした。これは、札幌市としても重要なことであるという意味合いで、このアンケートに盛り込んだということでございます。

○髙森委員 ある程度は理解できました。

いずれにしても、このアンケート自体は、経年変化を見ていって、その節問題の中で丸がつくところはいろいろ変わっているだろう、それを読み取りながら今の実態を把握して、それが札幌市の問題意識と合っているかどうか、その辺を検証した上で委員会にかけていくという理解でよろしいですね。

○事務局（中村企画調整担当課長） はい。

○藤原会長 アンケートについては、大きいところは経年変化を見たいということですので、余り大幅な項目の変更はしないほうが良いという判断が一つはあるということと、それを重視したということをご理解いただけたかと思えます。

それでは、ご要望については、特にコメントはよろしいですか。

○髙森委員 結構です。ご検討いただければということです。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○浅香委員 回答は要りません。

これだけのボリュームで、いろいろな障がいの方から回答をいただきたいということで、中には視覚障がいの方がいらっしゃいますので、これを点字にしなければならないという役所の大変さもあると思います。そこで、10月末に身障センターで視覚障がい者の文化祭がありまして、障害者も集まりますので、その場でこの設問を読んで口頭で回答していただきたいと思っています。非会員にも送らなければならないと思いますが、かなり足しにはなると思います。協力させていただきますので、ぜひ言っていただければと思います。よろしくお願

します。

○藤原会長 これについては、今（いま）のお願いのとおりだと思います。

○西坂委員 2の（3）の調査対象者・調査方法についてです。

地域生活について、本人（ほんにん）が考えていることを障がい当事者が調査員になって聞き取るのは、すごく新しいというか、効果的な試みで、ご本人（ほんにん）の本当（ほんとう）の考えがよく拾えるので、すごくいいと思いました。

それから、調査対象者・調査方法のところで、身体障がい、知的障がいの方に郵送して、精神障がいの方には調査票を留置して行うということですが、この違いに何か理由（りゆう）がありましたら教えていただきたいと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

実態調査の実施（じたいし）についての調査方法（さつさほう）の案（あん）が2ページに載（の）っていますが、その（3）についての質問（しつもん）です。お願いいたします。

○事務局（中村企画調整担当課長） 精神障がい者（しんせいしょうがいしゃ）につきましては、手帳（てちょう）の所持者（しよじしや）にかかわらず調査（さつさ）をするということで、医療機関（いりょうきかん）や施設（しせつ）にとどめ置いて回答（かいとう）をいただくという意図（いど）です。前回（ぜんかい）も同じ方法（ほうほう）だったのですが、留置（りゅうち）の形（かたち）で調査（さつさ）を行う（おこな）うということです。

○藤原会長 ちょっと対象（たいしょう）が広がる（ひろ）るというか、知的障がい（ちてきしょうがい）と身体障がい（しんたいしょうがい）は手帳（てちょう）を持っている（も）人（ひと）ですけれども、精神（しんせい）の場合は、その有無（うぶ）にかかわらず、医療機関（いりょうきかん）や施設（しせつ）を利用（りよう）している方（かた）全て（すべて）を対象（たいしょう）とする（た）というふう（ふう）に理解（りかい）した（し）のですが、よろしい（よ）ですか（か）。

○西坂委員 はい。

○藤原会長 そのほか（ほか）にござい（ご）いませんか（か）。

○新堀委員 3ページ（ぺい）の④（よ）の難病患者（なんびょうかんじや）に対する障がい福祉（ふくし）サービス（さーびす）に関する調査（さつさ）について（についで）です。

これは、4月（がつ）からの総合支援法（そうごうしえんぽう）の中（なか）で施行（しこう）されたばかり（ばかり）で、まだ情報（じょうほう）が周知（しゅうち）されて（さ）いない（い）と感じ（かんじ）て（お）ります（ら）す。そこで、札幌市（さっぽろし）としま（し）ては、難病患者（なんびょうかんじや）に対し（たいし）て情報（じょうほう）を周知（しゅうち）する（た）めに（に）どのような方法（ほうほう）を考（かんが）えて（い）ら（し）やる（の）か（か）と思（おも）った（た）の（の）です（す）。

アンケートをするに当たりまして、障がい福祉サービスが始まったということが知られていないと感じております。広報には4月に一度出ましたけれども、あれだけではわからないという方がいっぱいおります。そういうことについて、情報を提供する側としてどう考えていらっしゃるのかということです。その上で調査するということになると思うのですが、まず、情報を知らせなければ調査もできないかと思えます。

○事務局（高橋自立支援担当課長） アンケートの内容の前に、難病の患者に障がい福祉サービスについての周知徹底を図るべきだというお話だと思えます。この間、難病連を通して勉強会もさせていただいております。また、医療機関へのポスターの掲載をこれから引き続きやろうと思っております。今、ポスターをつくっている途中でございます。難病患者に対しては、いろいろな場面を通して、ホームページなどさまざまな媒体を使ってPRをして、周知を図っていきたいと考えております。要望等がございましたら、私どもにお声をいただければと思っております。

○事務局（中村企画調整担当課長） 先ほど申しましたが、今回、アンケートが新たな形になっております。ただ、どういう形でどのような方にということは、私どもも実態を把握していないところがありますので、難病連と事務局側で調整をしているところでございます。お知恵をかりながらやってまいりたいと思っております。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ほかのご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 調査項目もかなり多岐にわたっていて、ずっと見ていくと、またいろいろなご意見があると思いますが、時間の都合もございますので、一旦、この案件については締めさせていただきます。次の議題に移ってもよろしいですか。

この調査の内容等について、ほかにありましたら、きょうの時間の中でできるかもしれませんし、事務局に直接お申し出いただくことになるかもしれません。

んが、そろそろ7時半に近くなってきましたので、今すぐにはないようであれば、次の議題に移りたいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、議題(3)に入ります。

障がい者就労施設から物品等の調達方針の策定についてです。

昨年6月に障害者優先調達推進法が公布され、本年4月から施行となっております。法律の概要につきましては、昨年8月の審議会において事務局から情報提供がありましたが、このたび、札幌市において調達方針を定めることになっておりますので、この方針の策定に当たり、皆様にご意見を伺ってまいりたいと存じます。

それでは、調達方針に案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(中村企画調整担当課長) 中村でございます。

この件につきまして、私からご説明を差し上げたいと存じます。

前回の推進審議会で、国からの調達方針がまだ定まっておらず、待ちの状態だというご報告をさせていただきました。法律自体は4月1日に施行されたのですが、その後、国からの基本方針が4月23日に閣議決定されてきたということで、それから具体的に準備を進めているところでございます。今年度はもう半年たちますが、この状況で案の策定をしているという事情がございます。

資料3に基づきましてご説明します。

まず、目的としましては、札幌市におきましては、従来から、調達促進の取り組みを行ってまいりました。障がい者就労施設等で販売した製品の常設販売所ということで、元気ショップ「いこ～る」というものはございますが、そこでの取り組みを行ってまいりました。もう一点、元気ショップアウトソーシングセンターがございますけれども、そこでは、企業や官公庁にセールスを行って、受注調整を行ってきたところでございます。ただ、このたびの法の施行を受けまして、より一層、就労施設からの優先的な調達を行うということで、調達方針をまず策定するという案ができ上がったところでございます。

2の適用範囲につきましては、札幌市の全ての組織ということで、一般会計のみならず、企業会計も含めた全ての組織に適用するところでございます。

それで、3の調達に当たっての基本的な考え方について、ページをまたいで5項目ございます。

これにつきましては、先ほど申した国からの調達方針を参考に、札幌市も策を策定しておりますが、まず1点目としましては、分野を限定することなく調達するように努めるということでございます。

ページをめくって2ページになりますが、2点目としましては、国や北海道の調達方針、札幌市における各種施策ということで、例えばシルバニアやグリーン製品の購入促進との調和を図るということです。

3点目としましては、随意契約により行う場合は、予算の適正な執行はもとより、契約時の競争性や透明性を確保するとともに、調達の推進に配慮するように努めてまいりたいと考えております。

4点目としましては、納期の設定ということで、受注する側の生産能力がございましたので、納期の設定に配慮するよう努めるということです。

最後の仕様につきましても、十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については適正なものにするよう設定するところでございます。

4の対象とする施設でございますが、(1)に①から⑩までございます。①から⑥に関しましては、従来から、地方自治法施行令の中で、随契の対象ということでございましたけれども、この法律の施行により、⑦から⑩が新たに定められたところでございます。

(2)の共同受注窓口ということで、先ほど申した元気ジョブアウトソーシングセンターというものがございまして、これは役務を中心に行っておりまして、物品につきましては、先ほど申しました元気ジョブ等がその任を担えるのかどうかを検討してまいりたいと考えております。

5の平成25年度の調達目標については、平成24年度は約1億3,000万円の調達がございましたが、それを上回る形で目標を設定しているということでございます。これにつきましては、参考としまして、北海道も7月に公表し

ていますが、同じような形で公表しているところがございます。

6の調達の推進における具体的な取り組みでございますけれども、まず、各局等における取り組みとしましては、従来どおり、小額の1号随契、3号随契については、より一層、調達に取り組んでいただくということでございます。また、(2)の障がい保健福祉部における取り組みとしましては、ページをまたぎまして①から③までございますが、まずは連絡会議を設置しまして、各関係部局との連絡調整を行ってまいりたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、②ですが、どこに何を頼めばいいのかわからない実態もございますので、各局等に対して必要な情報をこまめに提供してまいりたいということでございます。③としましては、品質や生産能力の向上ということが必要でございますので、障がい者就労施設等について支援強化を図ってまいりたいと考えております。

7番目の公表につきましては、今後、案が確定しましたら、市のホームページ等により、順次、公表してまいるところでございます。

最後に、8の今後のスケジュールでございます。本日、札幌市障がい者施策推進審議会での案を提示させていただいて意見をいただきますけれども、10月1日の第3回定例市議会の会期中に厚生委員会が開催されますので、その中でこの案を報告させていただく予定です。その後、関係団体ということで、例えば市内の障がい者施設や自立支援協議会にも、2週間程度、意見を照会しまして、予定としては10月下旬あたりに案を確定し、公表してまいりたいと考えております。その後、11月には、先ほど申しました市内での情報提供等の説明会を開催するとともに、年度内には来年度の調達方針も策定する予定でございます。そして、年度をまたぎますが、新年度の4月から6月の間には平成25年度の調達実績を取りまとめて公表するスケジュールを想定しているところがございます。

資料の5ページから10ページにつきましては、調達方針(案)の本書になりますので、後ほどごらんいただければと思います。

11ページは、障害者優先調達推進法の概要ということで、2の右側にごさ

います囲みの部分には、地方公共団体、地方独立行政法人の責務ということで、調達方針の策定、公表があって、今、この段階に進んでいます。今後は、その調達の実施と実績を取りまとめて公表という流れに進んでまいる予定にしております。

最後の12ページにつきましては、国からの基本方針の概要ということで、国から示された基本的事項をもとに札幌市の方針を策定したところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問とあわせてご意見もいただきたいと思っております。いかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 またお気づきの点がありましたら、最後のところでご意見、ご質問をいただければと思っておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、この案件については、一旦、終了したいと思っております。

引き続きまして、議題(4)に入ります。

議題(4)は、障がい福祉関連法令の公布・改正等についてです。

障害者差別解消法を初め、ことしに入って、法律の公布や改正などが相次いで行われており、その概要などの情報提供ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(長谷川障がい福祉課長) 障がい福祉課長の長谷川でございます。

この件につきましては、私からご説明を申し上げます。

ご説明申し上げますのは4点でして、今、会長からお話がありましたことで、1点目は障害者差別解消法、2点目は雇用促進法の改正、3点目は精神保健福祉法の改正、4点目は災害対策基本法の改正となっております。

それでは、それぞれについて概要をご説明申し上げます。

内容が多いものですから、本当にポイントだけになりますが、よろしくお願

します。

まず、お手元の資料4になります。

1 ページ目は、正式名称が障がいと理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要となっております。

おめくりいただきまして、5 ページ目の概要の図を見ていただきたいと思います。

内容としては、まず、差別を解消するための措置として2点挙げられております。いわゆる差別的取り扱いの禁止と、右側の合理的配慮をしない、差別的取り扱いと合理的配慮の不提供が差別ということになります。この差別的取り扱いの禁止は、国、地方公共団体等、また民間事業者については法的義務となっております。合理的配慮の不提供の禁止ということでは、国、地方公共団体は法的義務、民間事業者については努力義務となっております。

一体何が差別に当たるのかといった具体的な内容につきましては、まずは政府で基本方針を策定して今年度中に示されると聞いております。その基本方針に基づきまして、国、地方公共団体等は、それぞれの機関における取り組みに関する要領を策定することとなります。事業者につきましては、まず、業務の各事業の主務大臣が策定します事業分野別の指針、ガイドラインに基づきまして要領等を作成して対応することになります。実効性の確保として、主務大臣による民間事業者に対する報告や助言、指導、勧告等を行うこととなります。

差別を解消するための支援措置としまして、まず、紛争解決、相談に関しましては、国や地方公共団体が相談、紛争解決の体制を整備すること、地方における連携という取り組みについては、国、地方公共団体が障害者差別解消支援地域協議会を設置して連携をとること、啓発活動として、国、地方公共団体は普及啓発活動を実施すること、情報収集につきましては、国は国内以外における差別及び差別の解消に向けた情報の収集、整理及び提供を行うことという内容となっております。

施行につきましては平成28年4月1日で、施行後3年をめぐり必要な見直しを検討することとされております。

差別解消法につきましては、以上でございます。

次に、おめくりいただきまして、6 ページです。

こちらは、正式名称、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律でございます。

おめくりいただきまして、8 ページの表をごらんください。

ポイントですが、法律の策定の目的は、障がい者の権利に関する条約に対する対応となっております。その具体的内容としましては、まず、1 番目に、障がい者に対する差別の禁止です。雇用の分野における障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止すること、2 番目として、合理的配慮の提供業務ということで、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけております。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除くということで、先ほどの差別解消法と同じような仕組みになっております。

3 番目として、苦情処理、紛争の解決の援助が定められております。

まず、事業主に対する自主的な解決を努力義務化しております。事業主に対して、雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化しております。また、上記それぞれの差別に関する紛争について、個別の労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例を整備と書いておりますが、いわゆる紛争調停委員会による調停や、都道府県労働局長による勧告等を整備していくということです。

内容の2 番目としまして、法定雇用率の算定基礎の見直しということで、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとしております。ただし、平成30 年度からの施行となっておりますが、5 年間は猶予期間として、その期間、本来の計算式で算定した率よりも低くなることを可能としております。

施行日は平成28 年4 月1 日です。ただし、2 の法定雇用率の算定基礎の見直しにつきましては、平成30 年4 月1 日からとなっております。

9 ページからにつきましては、関連の資料を添付しております。特に、雇用における差別の具体的な例について掲載されております。

それでは、12ページの精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要に参ります。

これについても、14ページの表をごらんください。

法律の概要の甲のポイントとして、(2)の保護者制度の廃止です。理由としまして、主に家族がなる保護者には精神障がい者に治療を受けさせる義務等が課されておりますけれども、ご家族の高齢化に伴い負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除いたしました。

次の(3)の医療保護入院の見直しということで、①として、医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件としたという内容になっております。

②としまして、精神科病院の管理者に地域生活移行を促進するための次の3点の取り組みを義務づけております。施行については、平成26年4月1日、ただし、(4)-①については平成28年4月1日となっております。

こちらの法律については、以上です。

おめくりいただきまして、15ページの災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要に参ります。

おめくりいただきまして、16ページをごらんください。

いっぱい書いてありますが、ポイントとしましては、左下の2の住民等の円滑かつ安全な避難の確保という甲のポイントの二つ目です。市町村は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要するものについて名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとするという規定になりました。よく言われておりますが、市町村は、災害時の要援護者に関する名簿を本人の同意なしに作成しなければならないということになります。備えとしまして、地域の消防や民生委員等に提供する場合は同意をいただいて提供するという仕組みになっております。

こちらの法律のポイントは、以上になります。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

全部で四つの法律に關しての説明でした。

先ほど情報提供という言葉がございましたが、国の動向とあわせてご報告をいただいています。

どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 何かありましたら、後でご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、引き続きまして、議題(5)に入ります。

議題(5)は、障がい者虐待防止についてです。

平成23年6月に障害者虐待防止法が公布され、平成24年10月に施行されております。昨年8月、本審議会においても、札幌市における障害者虐待防止法の施行に向けた体制整備の状況などにつきまして事務局から説明をいただいたところです。

本日は、法施行後の虐待通報の受け付け状況などについての報告ということで、事務局からの説明をお願いします。

○事務局(高橋自立支援担当課長) 自立支援担当の高橋でございます。

この件につきましては、私から説明させていただきます。

お手元にある資料5でございます。

障がい者虐待防止についてでございますが、札幌市の取り組み状況につきまして、1番目の相談窓口を整備でございます。昨年10月に障害者虐待防止法が施行されまして、市町村に障害者虐待防止センターとしての機能を果たすことが義務づけられたところです。それに伴いまして、障がい者虐待に特化した専門相談窓口を法施行にあわせまして設置いたしました。この業務につきましては、札幌市社会福祉協議会に委託しております。

また、相談窓口に加えまして、各区役所での障がい者虐待相談の業務時間外での緊急的な通報に対応するため、午後7時から午前9時の間、休日の緊急連絡先

を設置しまして、NPO法人に委託しているところでございます。緊急的な対応が必要な場合には、速やかに区役所に連絡いたしまして、各区の職員が対応する体制も整備しております。

続きまして、2番目の広報啓発活動についてでございます。

まず、虐待防止に関するパンフレットとポスターを作成しまして、各区役所やまちづくりセンターに配架いたしました。このほかに、特別支援学校や障がい福祉サービス事業所、あるいは障がい団体、民児協などの関係機関にも送付したところでございます。また、市民向けには、虐待に関する理解、相談通報窓口につきまして広く周知、啓発をするために、昨年10月には、厚生労働省の虐待防止専門管である曾根様をお招きいたしまして、講演会とシンポジウムを開催いたしました。このときには、市民220人ほどに参加をいただいたところでございます。今年度につきましては、来る11月12日に神奈川県相模原市にある和泉短期大学の鈴木敏彦先生をお招きいたしまして、障がい者、虐待のない地域をつくるためにということを目題に講演会を開催する予定です。そのほかにつきましては、地域で活動しています民生委員・児童委員を対象に、昨年来と今年度の7月27日にセミナーをそれぞれ開催したところでございます。

おめくりいただきまして、裏面でございます。

緊急時の受け入れ体制についてでございます。

緊急一時保護を要する虐待事案が発生した場合の受け入れ先といたしまして、入所施設のネットワークを組織しております札幌市知的障がい福祉協会、札幌市身体障がい者福祉事業連携協議会に協力をお願いしたところ、現在、知的障がい者の入所施設を中心に、22カ所の施設から、緊急時の受け入れにご協力をいただいているところでございます。

次に、2番目の平成22年度の10月からの通報届け出件数についてでございます。

1番目にありますように、通報の実件数は120件でございました。月別で掲載させていただいておりますとおり、10月のオープン時には37件と多うございましたが、年度来の3月には10件、今現在は10件から20件を推移して動い

てございます。

次に、120件の内訳について掲載させていただいております。

届け出別ということで、障がい者本人からの通報が一番多く43件、次に、その他ということで23件でございますが、例えば、民生委員からの通報や自立支援相談事業所からの通報が23件です。それぞれ家族や近隣住民等々からの届け出がございました。

次に、虐待を類型別に見ますと、一番多いのが身体的な虐待、次に心理的な虐待です。心理的、身体的、性的も入りますと、76件の虐待の通報があったという状況でございます。また、その他といたしまして、虐待ではなく、自分の悩みや苦情といったものが42件あったということでございます。

次に、ペーシ数は入っていませんけれども、隣に目を転じていただきますと、虐待者別に掲載しています。

親などの養護者が56件、その他としまして、知人、友人から、通りすがりの方といいますか、気になるということで、通報があったのが45件でございます。また、被虐待者を主たる障がい別に見てみますと、精神障がい61件と多うございました。

次に、3番目は、120件の通報があったうち、虐待を受けたと判断した事例は約1割の12件でございます。ここは、養護者の虐待が10件ございまして、一番多かったです。それから、虐待の類型別に見ますと、身体的、性的、心理的な虐待を合わせますと12件ほどありました。経済的は重複でございまして、経済的であったり心理的な虐待になるということで、ここは重ねた件数の累計になっております。それから、被虐待者の障がい別については、やはり、知的障がい、精神障がいが多いように思います。

昨年度はトータルで12件ありましたが、これにつきましては、虐待の危険性は回避しているものでございます。ただ、区におきましては、継続的に見守っているケースも間々ございます。

最後に、緊急一時保護件数でございますが、3件ありました。これにつきましては、結果いずれも虐待事案ではなく、例えば、兄弟げんかをして帰るとこ

ろがないということで一時保護をしたとか、薄野で暴れていて、警察でいろいろ聞いてみると、体にちょっと傷があったため、虐待ではないかということで一時保護しましたが、このケースは虐待ではなかったということでございます。こういったことが3件あった状況でございます。

私からは、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

昨年10月以降の報告もしていただきましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

私から1件お聞きしたいのですが、届け出件数の中で、2ページ目に被虐待者の障がい種別というものがあって、身体、知的、精神、その他というのは、その他の21件は障がい者ではなかったと理解すればよろしいですか。

○事務局（高橋自立支援担当課長） そうです。

○藤原会長 ありがとうございます。

種別で言うと、この三つしかないと思うので、被虐待者としてこれらの方以外の通報が21件あったと理解できるかと思えます。

皆様からはいかがですか。

○森本委員 虐待防止に関する部分での意見です。

私は、札幌市が24時間体制で虐待の通報を受け付けている仕組みをつくったというのは、全国に誇っていいことだと思っています。民間施設と管が協力してこういう組織をつくっていく、これはまだほかの政令市ではやっていないことです。ですから、それを札幌市がいち早く取り入れたことは、全国にPRしてもいいのではないかと考えていますし、我々施設をやっている者としても、先日、緊急一時でうちの短期入所でお受けしました。そういう形で、必要に応じて、地元の社会資源として施設をどんどん活用していただければ、こういう事案もだんだんと少なくなっていくのではないかと考えています。

もう一つの大事なことは、一時で受けたら、その後どうしていくかということも継続した支援が必要になりますので、その辺を管と民で協議しながら進めていける形をつくっていかれたらと考えています。

○藤原会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。

○西坂委員 平成24年の通報届け出件数が10月の37件から3月は件まで減っているのですが、これは実際に虐待が減っているということですか。それとも、通報そのものが減っているのですか。それとも、何かほかの要因があるのですか。

○事務局（高橋自立支援担当課長） まず、10月はオープンしたばかりということで、周知はさせていただいたわけですが、結果として、先ほどお話しさせていただいたとおり、事実虐待となった実例がそのうちの1割だったということです。先ほど申しましたように、自分の悩みを電話してきたり、事業所を使っているところの苦情などがメインだったということです。数字が少なくなっていることで虐待が少なくなったということではないし、逆に、多いけれども、かけない状況が続いているということは、これだけを見てその判断はできないと思っております。

○藤原会長 ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 ないようでしたら、この件については終わります。また、別の機会に今年度の報告等をしていただければと思っております。

それでは、議題（6）に入りたいと思います。

児童心療センターについてです。本件につきましては、ことし3月の審議会におきまして、それまでの経過や見通しなどについて事務局から情報提供があったところです。本日は、その後の経過報告ということで、事務局からの説明をお願いします。

○事務局（中村企画調整担当課長） 中村でございます。

この件につきまして、私からご説明を差し上げます。

A4判縦の1枚物の資料6をごらんください。

1番目の事実経過等につきましては、前回の会議の3月にご報告差し上げているものと同じでございますが、委員も交代しておりますので、改めてご説明い

たします。

まず、昨年8月、児童心療センターにお勤めになっている常勤医5名中4名が年度末で退職するという表明がございました。その後、後任医師の確保について、協方依頼等を関係機関にお願いしたいのですが、難航したという実態がございました。11月以降、議会にも現状報告等を行いまして、ことし3月に児童精神科医療のあり方について、札幌市精神保健福祉審議会に諮問を行ったところでございます。

ことしの4月からは、3月末をもって5名中4名が実際に退職されまして、4月からは常勤換算で3名以上の医師を確保いたしました。診療規模自体は縮小したところでございますが、市内の病院、クリニック等の応援を受けまして、当直体制を営めた病院運営を今も継続して行っているところでございます。

2番目の児童心療センターの現状については、平成25年4月の心療体制として、常勤医は、市の内部移動でございますが、3名となっております。それから、外部の非常勤ということでお手伝いをいただきまして、5名のお手伝いをいただいて、非常勤として外来診療をしていただいているところでございます。その他、宿直につきましても、市内の病院、クリニックから多数の応援をいただいているところでございます。

括弧書きの甲でございますが、一つ目の黒丸ですが、外来診療につきましても、従来よりも診療規模を縮小せざるを得ないということもございまして、現在、新規の患者については受け付けを行っておりません。非常勤医の応援もいただいて、外来診療自体は、1診から2診体制で行っているところでございます。それから、病棟がございまして、小児病棟とのぞみ学園という合計60床の病院がございまして、症状の軽い方については、転退院のお願いをしております。

当時、昨年11月現在で47名の入院患者がおりましたが、8月末現在で10名、7名となっておりますが、おとこの段階では、小児病棟で9名、のぞみ学園で7名ということで、現在は16名が入院しているところでございます。

おめくりいただきまして、裏になります、(2)児童心療センター等のあ

り方検討は、先ほど申しましたとおり、3月に精神保健福祉審議会にあり方検討について諮問を行いまして、今、札幌市内の児童精神科医療のあり方はどうするべきかということで、検討部会を設けていただきまして検討を行っているところです。検討は継続中でございます。

そこで、検討部会の委員につきましては、その表にございますが、一番上にいらっしゃる久住一郎先生を部会長としまして、13名の委員で部会を構成して検討しているところでございます。13名につきましては、お医者さんや教育関係者、または、関係団体の代表も含めた13名で検討を行っているところでございます。

それで、一番下の検討経過についてですが、3月27日に第1回目の部会を開催しまして、月1回ペースで今まで5回の検討を行ってきたところでございます。また、今月30日に第6回の検討部会を開催する予定となっております、ここで答申についてまとめていくところでございます。

予定でございますが、来月に最終答申をいただくことになっております。いろいろな意見がございまして、新聞報道もございましたので、ご存じの芳もいらっしゃると思いますけれども、いろいろな視点でどうしていいかという議論が出ているところでございます。答申のまとめについては、時間がかかるかもしれません。当初は6回で終わる予定でしたが、もしかしたら、もう一回ぐらい検討部会を延長する可能性があります。遅くとも11月の頭には最終答申をいただく予定でございます。

内容につきましては、今後の施策推進審議会で報告させていただきますが、現在は検討中でございますので、現在の状況をご説明させていただきます。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

経過等について詳細に報告をいただきましたが、この件について皆様からご質問等はございませんか。

○加藤（法）委員 きらめきの里の加藤です。

大変な状況の中、診療を続けられているということで、心強いというか、お

子さんをお持ちのご家族にとっては、続けていただけたことは非常に良かったのではないかと思います。引き続きご苦労されているかと思えます。

もともと、常勤医5名で、入院のベッド数が60床で運営されていました。今、調整中ということですが、目標としてはそこに戻していくという感覚ですか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 今も、医師の確保に向けて、ホームページ等で募集しておりますが、やはり厳しいのが事実でございます。

今、宿日直の部分で、市内の病院、クリニック等の応援をいただいておりますが、医師の確保が厳しい中で、そこが重たい状況でございますので、状況としては、今後、宿日直体制を維持していくのは厳しいのかなというところがございます。

ですから、答申を受けて、これから札幌市としてどうしていくのかは今後検討するところがございますが、医師が5名でも厳しいという状況でございましたので、そこからさらに少なくなっている状況です。新たに確保できないということであれば、病棟についての検討も今後行っていかなければならないと思っております。

○藤原会長 そのほか、ご質問等はございませんか。

この件に関しては、経過報告ということですので、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 それでは、この案件については終わらせていただきます。

本日の議題についてはこれで終了いたしました。私は急ぎ足で進めてまいりましたので、質問やご意見がほかにございましたらいただきたいと思えます。どの議題に戻っていただいても結構ですが、いかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 ないようでしたら、事務局からほかになにかございませんか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 改めてのお願いです。先ほど、実態調査票の申身についてご意見をいただきましたが、非常にボリュームが多いものですから、これについて、もし気づいた点がありましたら、私どもにご連絡をい

ただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤原会長 その場合の日程といひますか、内容の変更についてのご意見がございませしたら、いつぐらいまでだとよろしいですか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 9月未までには固めたいと思ひております。1週間程度しかありませんが、9月20日程度までに意見をいただければ大變助かる状況でございませ。

○藤原会長 先ほど、調査票について、荷点かご質問やご意見をいただきました。漏れなくということではなかつたかもしれませないので、時間の都合もございませけれども、もし荷かあれば、9月20日までに事務局に直接お申し出いただくとお願ひしたいと思ひます。

そのほかに、委員の皆様から荷かございませんか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

5. 閉 会

○藤原会長 それでは、本日の協議会はこれをもって終了したいと思ひます。ご協力、ありがとうございました。

以 上